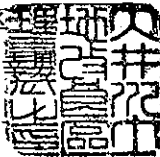


## 書面議決による大井川土地改良区第71回通常総代会の開催の公告

大井川土地改良区告示第7号

大井川土地改良区定款第12条に定める通常総代会について、令和2年度第71回通常総代会は土地改良法第31条第2項の規定を適用し、下記の日程により書面議決の方法で行うので、公告する。

令和3年2月5日

大井川土地改良区  
理事長 内田 

### 記

- 1 通常総代会の日時 令和3年3月23日(火)午前9時30分
- 2 通常総代会の会場 大井川土地改良区事務所
- 3 書面議決書の提出日 令和3年3月22日まで
- 4 総代のうち、出席を求める者  
議長候補者、議事録記名人候補者2人
- 5 書面議決とする理由 以下「理由書」のとおり

### 書面議決とする理由書

大井川土地改良区理事長 内田幸男

令和3年3月23日開催の大井川土地改良区第71回通常総代会について、「書面議決」の方法を実施する理由を申し上げます。

国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した基本方針の中で、感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター(集団)を生み出すことを防止することが極めて重要であるとしております。

また、開催会場が換気設備があるものの、多くの人と接触する環境であることから、万一、感染している人がいた場合、感染の拡大のリスクが高いと判断し、総代の皆様には、総代会開催前に「書面議決書」を返信していただき、議決権を行使していただくことにしたものです。

なお、通常総代会は、議長及び議事録記名人2人の出席をいただき、大井川土地改良区事務所で最少人数で開催いたします。